

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

2521号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷谷靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

海と田圃に沈む夕陽

~~~~~もくじ~~~~~

情 随 情 情 情 活 政

報 想 報 報 報 動 策

- 防災と温暖化防止のメリット強調「2004年度林業白書」解説……………(2)
- 経済財政諮問会議における財務大臣の提案に対する意見「地方六団体………(5)
- 特区・地域再生・規制改革等の提案募集について……………(6)
- 新任都道府県町村会長の略歴(千葉県)……………(7)
- カプセルNOW&NEW……………(9)
- 人生を俳句とともに……………高知県町村会長・物部村長 宗石教道………(10)
- 政策リーダー……………(11)

## ◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)  
なお、採否は当方に一任願います。  
送り先：全国町村会・広報部

## 閑話休題

これからの時代、「海辺」が集いの場、賑わいの場、有的な観光地として大きな注目を浴び、活性化するのは間違いない。先行き不透明の、どこか暗い閉塞状況が、技術文明の大きな意味での成熟ともにつづいており、今世界の誰しもが明るい開放感を真剣に求めているからである。インド洋沖大地震により大災害を蒙ったブーケット島をはじめ、東南アジアの沿岸諸地

## 「美しい海辺の創造」を

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授

木村 尚三郎

域しかり、地中海沿岸地域しかりである。

海辺には、埋くつぬきの精神の解放があり、世の中の憂さを忘れさせてくれる自由がある。そこで涼風に髪をなぶらせ全身を委ねながら、新鮮な海の幸に舌鼓を打ち、楽しく食べ合い飲み合いする。あるいはともに語らい、ともに散策する。そうすれば、家族、友人はいうに及ばず、たとえ見知らぬ相手とでも心が開け、心が通う。大きな幸せ感、安心感で身体全体が満たされ、「生きていてよかった」と心

ほとんど全

て放置され、あるいは産業化の犠牲として傷つけられてしまっているのが、残念ながら日本の現状である。海洋民族・海洋国家日本とは名ばかりで、これほど海と海辺に無関心な国も珍らしいのではないか。

河川の保全・修復は進められるようになったが、これからは「美しい海辺の創造」に本腰を入れねばならない。私たちの幸せのため、日本の魅力度を世界に高めるために、である。

身体に元気を与えてくれるはずの海辺が、一部を除いて

あり、心と

私たちにとって宝であり、財産で

壊す海辺の建物・構造物は、可能な限り撤去したい。

底実感する。

そのためには、海辺に点在するお

しゃれなレストラン・カフェテリア

の類いも欲しいし、どこまでもつづ

く快適な遊歩道や、ところどころの

ベンチも欲しい。後背地の都市・自

動車・道路・ホテル・キャンプ施設

なども不可欠である。美しい景観を

壊す海辺の建物・構造物は、可能な

限り撤去したい。

2004年度  
林業白書防災と温暖化防止のメリット強調  
——人工林の整備促進を訴え——

政府は4月19日付で、2004年度の「森林・林業の動向に関する年次報告（林業白書）をまとめた。今回は「森林の持つ防災と地球温暖化防止の機能を強調し、特に人工林をクローズアップした」（林野庁企画課）が特徴。戦後造成された人工林が、現在は森林面積の約4割を占めるに至っており、「伐採しないで育てる時代」から「成長した森林を活かす時代」に入ったことを指摘した上で、人工林の保全・活用策に紙幅を割いた。白書の印刷用紙に間伐材パルプ10%、古紙パルプ90%の「間伐材紙」を初めて使用したのも、人工林の保全・活用に向けたメッセージの表れだ。

政府の世論調査では、国民が森林に求める役割のトップは災害防止で、2番目は地球温暖化防止との結果が出ている。白書もこれを意識し、最初に森林が持つ防災などの多面的な機能を、次に京都議定書の動きなどを紹介した。構成的には、前年まで別冊だった「森林・林業動向、前年度に講じた施策」と「今年度に講じる施策」をページ数は変えずに一本化し、記述も簡素化に努めているが、重複する部分も多い。本稿はいくつかのテーマに沿って整理したい。

## ◆機能維持に手入れ不可欠

林業白書は例年冒頭で、その年に起こった「トビックス」を提供している。今回はまず、04年中に相次いで上陸した台風による集中豪雨や新潟県中越地震により、土砂崩れなど山地被害額が過去10年間最大の2536億2700万円に上ったことを強調。その上で、災害の早期復旧と治山事業の必要性に理解を求めている。ここで言う「山地災害」とは、木材の被害を除く土砂災害や治山施設の被害を指している。

森林の持つ多面的機能のうち、土砂の流出防止や洪水防止といった防災機能は、白書の本文でも最初に取り上げた。

人工林の98%は成長が速いスギやヒノキなどの針葉樹だ。全国の森林面積は1952年（約2470万ヘクタール）から2002年（約2510万ヘクタール）までほぼ横ばいだが、針葉樹を植え続けて密度が増した結果、森林資源の蓄積（幹の体積）は約23億立方メートルも増加し、現在も毎年平均6400万立方メートルずつ増加している。森林は国土



## 政 策

面積の3分の2を占め、このうち人工林は面積では約4割と天然林を下回るが、蓄積に関しては約6割と逆転する。伐採して利用可能な木材は樹齢46年以上とされ、戦後植えられた人工林が伐採期に入っていることから、白書は「わが国の森林資源は量的に最も充実した状況にあり、今後は主伐期を迎える。わが国の木材資源は利用段階に入りつつある」と述べている。

その上で、人工林の働きについて「森林の土砂の流出や崩壊を防ぐ働きは、適切に管理された人工林であれば天然林とほとんど変わらない。また、二酸化炭素の吸収量は広葉樹に比べて針葉樹の方が大きい」と人工林のメリットを強調している。

しかし現状は、「こうしたメリットは意外に知られていない」(林野庁企画課)ため、間伐などの適切な森林管理の必要性に理解が広がっているとは言いがたい。また木材需要の低迷や林業従事者の減少・高齢化などにより、人工林の荒廃は進む一方だ。間伐を実施しないと日光が林の中まで届かず、低木や草が育たないことによって地表面の土壌が流れやすくなるほか、立ち木の密度が高いとそれぞれの成長が阻害され、根の張りも悪くなる。こうした現状について白書は、「特に人工林において手入れされず、伐採、植栽、保育などのサイクルが円滑に循環しないことで公益的機能の発揮にも支障を来

たす恐れが生じるのは歴史上初めてのケース」と、これまでにない強いトーンで危機感を示した。

## ◆山村振興と担い手育成

人工林の荒廃を防ぐには、林家の生活基盤となる山村の振興が欠かせない。しかし、スギの立木価格は下落の一途をたどっており、03年の価格はピークだった1980年に比べ5分の1まで落ち込んだ。また林業の産出額は80年比で4割へ、国産材供給量は同5割へとそれぞれ激減した。価格下落に伴う林業収入の減少が、山村の魅力の低下、伐採や育林の事業量の減少などにつながり、ひいては林業の低迷を招く。

この悪循環を断ち切るため、白書は個別の課題ごとの処方箋を示し、まずは価格下落と人件費上昇に伴う採算性悪化を改善するため、コスト削減を促した。私有林をめぐっては、小規模な所有者が多く非効率なため、事業の集約化には森林組合などが主体となることが重要だと説いている。また、森林の情報管理や育林作業の機械化、消費者ニーズに対応した木材生産を求めた。

担い手の確保も重要な課題だ。新規の林業就業者数は年1000人台で低迷していたが、自然志向などもあって99年以来、2000人台に上昇。さらに03年度は厚生労働省の緊急雇用対策「緑の雇用担い手育成対策事業」の効果で4334人に達し

た。白書は「定着が課題」とし、その中心的な役割として森林組合に期待している。

森林組合は全国に約940団体(04年9月現在)あるが、うち27%が払込済出資金が1000万円に満たないなど小規模な団体が目立っている。このため白書は、03年4月から04年9月にかけて、7道県(北海道・群馬・新潟・岐阜・兵庫・広島・愛媛)の48組合が合併によって13組合に再編されたことを紹介しながら、「小規模な組合が多いため、合併による資本増強や組織管理体制の強化を図る必要がある」と訴えた。企画課は「森林組合についての記述は例年になく手厚くした」と話している。

## ◆京都議定書の発効

冒頭トピックスの二番目では、今年2月に地球温暖化防止へ向けた京都議定書が発効したことを取り上げた。日本の温室効果ガス平均排出量の削減目標は、基準年の1990年に比べて2008―12年の5年間で6%とし、うち3・9%の1300万炭素トン(1トン炭素を森林による吸収で達成することになっている)。

二酸化炭素の吸収量は、広葉樹よりも針葉樹の方が大きい。このため地球温暖化防止機能においても、針葉樹が大半を占める人工林の役割が大きいことを強調した。

ただ、京都議定書によって二酸化炭素の吸収量算入が認められるの

は、1990年以降に森林ではなかった土地に新たに造成された森林と、適切に管理された森林のみで、現状の整備ベースでは森林の吸収率3・9%を大幅に下回る見通しだ。

こうしたことから農水省は02年12月、削減目標の達成を図るため、①健全な森林の整備②保安林などの適切な管理③木材・木質バイオマス利用の推進④国民参加の森林づくり推進⑤吸収量の報告体制の強化の5点を柱とする「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を策定。04年までの第1ステップでは、各都道府県の「森林吸収源対策推進プラン」に基づき、間伐などの森林整備、保安林の管理、治山施設の整備、住宅や公共部門などへの木材利用、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備などを進めた。

05年から07年までの第2ステップでは、年間30万ヘクタールの民有林を対象に、①新たな間伐団地の設定による集約的・効率的な間伐②公益的機能の低下が懸念される個所の間伐遅れの解消③効果的な間伐方法の定着④林齢の高い森林の健全性を確保するための長伐期施業への誘導⑤間伐の効率的実施に必要な作業路網や林業機械の整備⑥間伐材の用途開拓など利用促進などを盛り込んだ「間伐等推進3力年対策」に取り組む。

森林整備の財源については、04年11月の林政審議会(農水相の諮問機



## 政 策

関が「地球温暖化対策としての森林吸収源対策が重要かつ有意義であり、安定的な財源を確保して緊急に取り組むことが必要」と答申したことを記載したが、新税導入の検討については触れなかった。ただ、地方自治体の森林関係税については、03年度に導入した高知県を皮切りに、04年度岡山県、05年度鳥取、島根山口、愛媛、熊本、鹿児島各県の導入の動きを紹介した。

## ◆国と自治体の役割

森林・林業基本法に基づき「森林・林業基本計画」では、▽水源涵養や山地災害の防止を重視する「水土保全林」▽森林生態系や生活環境の保全、森林空間の利用を重視する「森林と人との共生林」▽木材生産を重視する「資源の循環利用林」の3区分に応じた森林整備をうたう。白書は農水省が04年度に講じた施策として、「市町村森林整備計画で3区分ごとに望ましい森林施業の方法や推進すべき施策を明らかにすることにも、同計画の指針となる地域森林計画の樹立に対する助言、助成を行った」としている。

国有林野事業でも、この3区分に沿って改革が進んでいることが紹介された。国有林野事業は1947年の林政統一（農林省山林局、内務省宮内省の所管森林統合）で発足したが、昭和40年（65年）代後半以降、輸入木材の増加に伴う木材価格の低

迷、自然保護の必要性による伐採量の減少などで財務状況が急速に悪化。このため「国有林野事業改革特別措置法」などの改革関連2法に基づき、98年10月から03年度末までの集中改革期間で組織合理化などを実行した。具体的には①公益的機能の維持を目的とした管理経営への転換②組織の合理化③一般会計繰り入れを前提とした特別会計制度への移行④約3兆8000億円に上った累積債務のうち、約2兆8000億円を一般会計に承継し、残り1兆円を一般会計からの利子補給を受けながら国有林野事業特会で50年返済——などに着手した。

国有林野はこれまで、「木材生産林」が54%で、国土保全林、自然維持林、森林空間利用林を合わせた「公益林」を上回っていた。しかし同改革では、水土保全林（61%）、森林と人との共生林（27%）をメインにし、木材生産を目的とした林野は12%に低下させた。

改革によって伐採や造林などの民間委託の割合は03年度で9割を超えたほか、98年時点の14営林支局・229営林署を7森林管理局・98森林管理署に再編。職員は他省庁への配置転換や定年前退職を推進した結果、98年度の約1万4000人が04年度は7600人に減少した。林野庁国有林野部経営企画課によると、職員数のピークは65年の8万5000人だが、改革後は10分の1以下に

縮小したことになる。また、一般会計繰り入れや収入増、経費削減などを行い、04年度の新規借り入れはゼロになった。

さらに03年12月には、①国土保全や水源涵養などの公益的機能維持に向けた管理経営②地球温暖化防止や自然再生③森林環境教育や国民参加の森林づくり④国民との対話——などを盛り込んだ新たな「管理経営基本計画」を策定した。

白書は林業の採算性の低さを背景にした公的役割の大きさを繰り返し強調している。地方公共団体の出資で設立された各林業公社が、土地所有者以外が造林を行う「分収林制度」を支える現状についても同様だ。公的分収林の多くが間伐時期を迎えており、「自らの経営改善、各種施策の活用、都道府県の支援などによる経営安定化」が必要だと訴えている。

38都道府県に42団体ある林業公社は、合計負債額が04年3月末に1兆円を超えるなど財務状況が悪化しており、各都道府県は軒並み公社改革に乗り出している。島根県の3町村が96年に新設した「隠岐島前森林復興公社」は、借入金ではなく3町村の負担金などで事業費を賄っており、新たな経営形態といえそう。こうした流れを受けて林野庁は現在、公的分収の在り方をめぐる有識者検討会を設け、資金調達や費用分担の在り方、公社の経営改善策などを協議している。（時事通信社 本間賢彦）

## ▼新語・用語▲

## 豆 知 識

## 2007年問題

## 日本の社会と経済に大きな衝撃

2年後の2007年、日本社会はいくつかのポイントで大きな転機を迎える。これらは「2007年問題」と総称される。まず一点目は、戦後の経済成長を中核で支えた団塊世代の60歳定年を迎えることだ。製造業の現場で技術の伝承が順調ではないといった労働力の質の問題だけでなく、退職金などの支払いが一気にかさむといった企業の財務面への影響も大きい。

二点目は、都市部で大型のオフィスビルが大量供給されることによる混乱の可能性だ。今後の景気動向にもよるが、空室率が上がるようだと、不動産バブル崩壊の悪夢が繰り返されないとも限らない。

三点目は、まだ先行き不透明ながら、消費税率の引き上げが行われる可能性が十分にあることだ。小泉首相は在任中の引き上げを行わない旨の発言を行っているが、これは任期切れ後の2007年に大きな山場がやってくることを意味している。その他にも郵政公社が分割され本格的な民営化に一步進むこと、銀行窓口での保険商品販売解禁なども2007年に予定されている。いずれの件も、早めの準備、対応が必要だ。

## 活 動

経済財政諮問会議における  
財務大臣の提案に対する意見

## 地方六団体

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)など地方六団体はこのたび、5月18日の経済財政諮問会議における谷垣財務大臣の提案に対し、「国と地方の間で改革について真摯に協議を行ってきた信頼関係を損ねるもので、地方としては受け入れられない」とする意見書を取りまとめ、19日に関係方面に提出した。

18日の経済財政諮問会議では、「国と地方」の改革について議論し、麻生総務大臣、谷垣財務大臣がそれぞれ国・地方の税財政改革について今後の取り組み方針を示した。総務大臣が地方六団体の案に沿った国庫補助負担金改革を進め、3兆円規模の国から地方への税源移譲を18年度までに確実に実施する方針を示したのに対し、財務大臣は地方歳出をカットし、「地方一般財源」を4・3兆円削減する意向を示した。地方六団体の意見書は次のとおり。

## 第11回経済財政諮問会議(H17・5・18)における谷垣第一財務大臣の提案に対する意見

昨日の経済財政諮問会議において、今後の地方財政改革について谷垣財務大臣の意見が開陳されたが、その多くは地方財政や地方交付税制度を理解しない主張であり、これまで、国と地方の間で改革について真摯に協議を行ってきた信頼関係を損ねるもので、地方としては受け入れられないものである。

まず、第一に「歳出カットにより『地方一般財源』を4・3兆円、削

減する」という趣旨の記述である。これは地方を大混乱に陥れた平成16年度の2・9兆円を上回る大幅な削減であり、住民サービスの大幅な低下を招き、地方の自主的な政策を不可能にするものである。

このような主張は、国の財政破綻回避のために、負担を一方的に地方へ転嫁するものである。地方はこれまで国を上回る歳出削減を行っており、国は地方に負担を転嫁するのではなく、自らの改革に取り組むべきである。

さらに、このことは「地域において必要な行政課題に対しては、適切

に財源措置を行う」「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」という方針を出している「基本方針2004」及び昨年11月の「政府・与党合意」に反するものであり、容認できない。

第二は「真の地方の自立のために、地方交付税の法定率を引き下げる」としていることである。そもそも地方交付税は、地方の固有財源(国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方財政の自立に不可欠なものである。法定率の引き下げを行うことが地方の自立につながるかのような主張は誤りである。

地方交付税の不足額は、本来地方交付税の法定率分の引き上げで対応すべきものであるが、国の財政難を理由に、地方交付税特別会計借入臨時財政対策債等に対応することを余儀なくされ、やむを得ず地方が協力して行ってきたものである。

このような事実を無視するばかりか、法定率の引き下げにまで言及することは、交付税制度の根幹を覆すものであり、これまでの国と地方の信頼関係を著しく損ねるものである。

第三は「地方公務員給与や一般行政経費の支出が計画計上額を、上回るの、投資単独の過大計上により、生じた財源を充当した結果であり、

そもそも問題である」としていることである。地方財政計画と決算との乖離に関しては、これまで地方六団体が主張しているとおり、地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえ、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すべきである。

第四は「建設国債を財源とする施設整備等国庫補助負担金については税源移譲の対象とすることは不適当」としていることである。建設国債を財源としているが、最終的には税で償還するものであることから、建設国債を財源とする国庫補助負担金についても税源移譲の対象となるものである。

これらの国庫補助負担金を税源移譲することにより、地域のニーズに応じて整備時期や規模等を判断し、住民生活に密着した施設整備が実施できるものである。

第五に「国庫補助負担金の交付金化により、地方の自主性、裁量性を拡大した」としていることである。交付金化は地方への税源移譲に結びつかないばかりか、国に権限が残る、補助金としての実態に変わりがないことから、改革として認められないものである。

これらのことについて、地方六団体としては、経済財政諮問会議において意見を述べたため、現在その機会が得られるよう要請しているところであるが、改めて、その早急な実現を求めるものである。

# 特区・地域再生・規制改革等の提案募集について

## 〈平成17年6月1日～30日〉

### 1、趣旨

平成17年6月1日から30日までの間、以下のような提案・要望を募集する「特区・地域再生・規制改革・民間開放集中受付月間」を実施します。

#### (1) 構造改革特区に関する提案

① 構造改革特区に関する第7次提案 地域再生に関する第3次提案を受け付けます。

② 規制改革に関する提案については、多くの規制改革を可能な限り速やかに、少なくとも構造改革特区において実現するよう、構造改革特区推進室と規制改革・民間開放推進室が連携して取り組みます。

③ 地域再生に関する提案については、地域の自主裁量の拡大、縦割り行政の是正、民間活力の活用等の観点から、主に、ひとつくりの促進、民間のノウハウ、資金等の活用促進、権限移譲や社会実験などの推進、補助金制度改革の推進に関する支援措置の提案を受け付け、地域再生推進室が、構造改革特区推進室、規制改革・民間開放推進室と連携して取り組みます。また、あわせて、地域再生の中長期的な課題として、省庁横断的な検討が必要な政策テーマについても募集します。この政策テーマの募集については、各省庁への検討要請の

対象とはしませんが、関係省庁と調整の上、検討体制の整備について地域再生推進室において検討します。

#### (2) 全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望

① 全国で実施すべき規制改革要望(特区・地域再生に関する提案以外のもの)について、幅広く受け付け、規制改革・民間開放推進室が取り組みます。

② 国及び地方公共団体の事務・事業の民間への移管、公共施設等の民間による管理・運営、利活用や、運営主体の制限が行われているなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野の民間開放の推進といった、市場化テストを含む民間開放に関する要望についても、規制改革・民間開放推進室及び市場化テスト推進室が取り組みます。

### 2、提案・要望事項の取り扱い

#### (1) 関係省庁との調整等

##### 《特区・地域再生で実現を希望》

① 地方公共団体又は民間事業者等が実施したいと考える取組みについては、その具体的内容、目的等を特区・地域再生に関する「プロジェクト」として提出して下さい。これを推進する上で直面する問題の解決策として、構造改革特区で実現しようとする規制改革事項、地域再生のための支援措置の提案を行って下さい。

② 構造改革特区での規制改革事項については、構造改革特区推進室が関係省庁と調整します。その結果「特区で実施」又は「全国で実施」となることがあります。ご提案頂いた内容についての関係省庁の回答調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。

③ 既に特区で認められている規制の特例措置を全国化する提案については、構造改革特区推進室が中心となつて関係省庁と調整を進めます。

④ 地域再生の支援措置については、地域再生推進室が関係省庁と調整いたします。調整の経過については原則として地域再生本部ホームページ上で公開しますが、予算編成に関連する事項については、国の予算編成のスケジュールにに応じて公開することとなります。また、地域再生の中長期的な課題として、省庁横断的な検討が必要な政策テーマについても募集します。この政策テーマの募集については、各省庁への検討要請の対象とはしませんが、関係省庁との調整の上、検討体制の整備について地域再生本部において検討します。なお、政策テーマの提案は任

意であり、必須ではありません。  
《規制改革(全国) 特区いずれでも可》を希望

⑤ 規制改革要望であつて、全国・特区にかかわらず、いずれかにおいて実現を求めるものについては、構造改革特区推進室が関係省庁と調整を進めます。

#### 《規制改革(特区)ではなく全国規模で実現》を希望

⑥ 全国規模の規制改革要望として提出されたものについては、規制改革・民間開放推進室が関係省庁と調整いたします。さらに、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議においても審議いたします。調整の経過については同会議及び規制改革・民間開放推進本部のホームページ上で公開いたします。

ただし、同様の提案内容が他の主体から特区に関する提案として提出された場合には、原則として構造改革特区推進室が中心となつて関係省庁と調整を進めます。(調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。)

#### 《市場化テストを含む民間開放を希望》

⑦ 市場化テスト(官民競争入札制度を含む民間開放要望)については、規制改革・民間開放推進室及び市場化テスト推進室が関係省庁と調整を進めます。

#### (2) 政府としての対応方針の決定

構造改革特区での規制改革事項で、「特区で実施」又は「全国で実施」することとなったものについては、



## 情 報

本年9月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定いたします。

また、地域再生の支援措置については、国の予算編成に関連しないもので実施することとなったものは本年9月を目途に、予算編成に関連するもので実施することとなったものは来年1月を目途に、地域再生本部において決定いたします。

さらに、全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望で実施することとなったものについては、本年9月を目途に規制改革・民間開放推進本部において決定いたします。

## 新任千葉県町村会長の略歴

千葉県町村会では4月5日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(4月5日付就任)

千葉県町村会長

夷隅郡夷隅町長

久我 洋

大正13年5月16日生



【住所】千葉県夷隅郡夷隅町小又井143-1番地

【町長に当選するまでの経歴】▽昭和48年千葉県教育庁▽58年千葉県小学

## 3、応募の方法

## (1) 提案・要望主体

どなたでも、提案・要望できます。

## (2) 募集期間

平成17年6月1日から6月30日まで

## (3) 応募の方法、様式等

応募の方法、様式等の詳細については、①構造改革特区又は地域再生に関する提案は別紙1を、②全国規模の規制改革・民間開放要望については別紙2をご参照下さい。

別紙については、後記のホームページをご覧ください。

校長会長▽59年夷隅郡教育委員会教育長▽63年夷隅町長

【町長としての当選回数】5回

【町村会関係の経歴】▽平成8年夷隅郡町村会会長▽13年千葉県町村会副会長

【主な業績】▽町道20号線(新刈谷橋完成)▽町道2号線舗装新設工事▽夷隅町・岬町清掃組合の新ごみ焼却施設完成▽夷隅町誕生40周年記念式典▽第1回夷隅町ふれあい納涼大会開催▽「千葉県いすみ環境と文化のさと」オープン▽夷隅郡環境衛生組合し尿処理施設完成▽ウォーパン市(米国ウィスコン州と姉妹都市の提携を結ぶ)▽老人保健施設「シルバーハピネス」オープン▽町道6号線開通▽夷隅、茂原間シャトルバス本運行開始

【趣味】読書

【家族】妻

## (4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

※持参される場合は、上記募集期間の平日の10:00～17:00までの間に、下記(5)の提出先にお越しください。

郵送される場合は、6月30日17時までまでに必着となるように発送してください。また、表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

※提案・要望の詳細等を確認するため、こちらから問い合わせをする場合があります。最終日近くになると、スケジュールの関係上、このような確認が十分にできない場合がありますので、可能な限り、早期の提案・要望をお願いします。

※スケジュールの都合上、期限に遅れたものは提案・要望として取り扱わないことを予め承知ください。

## (5) 提出先

「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望」を提出される場合には、規制改革・民間開放推進室に提出してください。

それ以外の提案(特区の提案又は地域再生の提案を含む場合、並びに、全国、特区いずれでも可の規制改革要望)については、構造改革特区推進室又は地域再生推進室に提出してください。

○内閣官房構造改革特区推進室(地域再生推進室)内 提案募集担当  
〈住所〉〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/index.html>

○内閣府規制改革・民間開放推進室内 要望募集担当  
〈住所〉〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎2階

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/accept/index.html>

## 4、その他

「あじさいキャラバン」の実施について

## (1) 内容

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」にあわせ、職員が全国各地に出向き、その趣旨を説明するとともに、各地の地方公共団体、民間企業等からの具体的なご提案、ご要望、ご質問を承る個別の相談会を実施する「あじさいキャラバン」を実施します。

## (2) 開催地

全国21カ所(秋田市、宇都宮市、郡山市、山形市、千葉市、東京都文京区、岐阜市、岡崎市、四日市市、大津市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、福山市、周南市、高知市、長崎市、北九州市、熊本市、鹿児島市)

## (3) お問い合わせ

○内閣官房構造改革特区推進室・地域再生推進室  
電話 03-5521-6623

03-5521-6612

03-5501-2826

電話 03-5501-2819

03-5501-2819

東京財団  
2006年度

## 市区町村職員 国内外研修プログラム 参加者募集

TKFD  
THE TOKYO FOUNDATION  
東京財団

東京財団では、市区町村の中堅職員を対象とした国内外での研修プログラムを実施しております。2006年度(第3回)の公募を開始するにあたり、本プログラムの応募要項を以下のとおりご案内いたします。多くの方々積極的にご応募をお待ちしております。

## 1、目的

地方行財政の重要性が高まるなか、市区町村の職員に対し研修を提供することにより、分権型社会にふさわしい人材の育成に貢献することを目的としています。

## 2、研修先・内容

早稲田大学およびポートランド州立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

## 3、実施期間

2006年4月～9月の約5ヶ月間(東京16週、ポートランド7週)

※11月に開催される総括研修(2日間)にも参加いただきます。また、米国研修中はフルタイムで職場を離れることが参加の条件となります。

## 4、応募資格

・原則として45歳以下の正規職員

・このプログラムの趣旨を十分理解し、他の参加者とともに研鑽を積み、その成果を将来地元自治体の発展に活かそうという意欲のある者

・所属する自治体の長および直属の上司からの推薦がある者

ほか

※英語の能力は問いません。米国研修の基本的な部分には全て日本語の通訳をつけ、教材も日本語で用意します。是非ご応募ください。

## 5、募集定員 15名

## 6、費用負担

・東京財団負担分

早稲田大学、ポートランド州立大学での入学金、授業料、その他受講関係費、ポートランドにおける滞在費(宿泊費、食費、東京～ポートランド往復航空運賃(エコノミークラス)、東京～成田間の往復成田エクスプレス運賃運、海外旅行傷害保険料)

・参加者(あるいは自治体)負担分

早稲田大学での研修期間(2006年4月初旬～7月下旬)および総括研修期間(2006年11月中旬)の東京での滞在費(35万円を上限とする補助制度あり)、地元から東京までの往復交通費、東京での移動交通費、食費、その他、上記経費(1)に含まれない経費(パスポート手数料、書籍代、通信費等)

## 7、公募・審査日程

応募締切：2005年9月30日  
面接審査：2005年10月  
結果通知(内定) 2005年11月

資料請求先

東京財団 奨学事業部

港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階

電話：03-6229-15503

e-mail: scholarship@tkfd.or.jp

URL: http://www.tkfd.or.jp/index.shtml

来庁者の方のご案内をスムーズに!  
窓口受付システムEYE-QUE flex

アイキュー・フレックス

- どこでも手軽に設置可能。(納税カウンターや健康相談窓口に・・・)
- 来庁者に番号カードを自動発行。
- 順番待ちのトラブル解消。



べんりを進化させる  
BILLCON



窓口受付システム EYE-QUE flex(EQ-1B)  
1パネル・2モニタタイプ

ビルコン株式会社

本社：東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 〒103-0002  
馬喰町第一ビルディング2F  
TEL.(03)3249-5770/FAX.(03)3249-5781

大阪事務所：大阪市中央区備後町3-3-1 西島ビル6F 〒541-0051  
TEL.(06)6267-5790/FAX.(06)6267-5797

<ホームページ> http://www.billcon.co.jp  
<メールアドレス> info@billcon.co.jp



## 情 報

## カプセル Now &amp; New

光ファイバー網を公 北海道  
設で整備 ニセコ町

町は、住民やホームページを開設しているペンション事業主などからのブロードバンドの要望に応え、町内観光地区に加入者系光ファイバー網を公設で整備した。今回の敷設戸数は別荘も含めて約380戸で、他地域についてはADSLの開通をNTTに求めている。

県が廃止した助成制度 青森県  
を単独で継続 三戸町

青森県と市町村が2分の1ずつ負担していた重度心身障害者の入院食事代や遺児の入学等祝い金の助成制度が廃止されたことを受け、町は同助成制度を単独で維持していくことにした。住民福祉を低下させず、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくのがねらい。

7パターンの時差勤務 岩手県  
を試験導入 山田町

町は、時間外勤務手当の削減をねらいに、職員の勤務時間をずらす時差勤務を試験導入した。勤務時間を午前6時から午後9時15分の時間帯の中で8時間勤務する7パターンに分けた。最も遅い勤務開始は午後零時30分からとなる。1年間試行し、平成18年度から本格導入する。

企業誘致の助成金を最 宮城県  
大3億円に拡大 大衡村

村は、企業立地を促進するための奨励助成金をこれまでの最

大1億円から3億円に拡大した。また、用地取得分のみとしていた助成対象も広げ、賃借分にも助成する。分譲中の工業団地で1000平方m以上を取得・賃借し、3年以内の500平方m以上の建設物着工が条件。「路線バス検討委員会」東京都を発足 松原村

観光客減や過疎化に伴いバス利用者が減少している村は、路線の維持が難しくなっている過疎バス問題を議論していくため、バス会社や住民代表などで構成する「路線バス検討委員会」を発足させた。利用者増に向けた具体的方策などを検討し、今年度中に答申をまとめていく。

ブロードバンド通信 神奈川県  
利用料を助成 清川村

NTTの光ファイバー敷設に伴いブロードバンドサービスが行われている村は、村などの呼びかけに応じて同通信利用を申し出た住民を対象に、2年間の通信利用料助成を実施している。通信利用料は月額5880円だが、1年目に3780円、2年目に2730円を助成する。

行政改革推進懇話会を 石川県  
設置 穴水町

当面単独で町村制を続ける方針を決めた町は、町行政の在り方を再点検するため、公募で選ばれた町民3人を含む各種団体・学識経験者など10人の委員で構成される行政改革推進懇話会を設置した。簡素で効率的な行政運営をめざし、行革大綱の見直

し作業を進めていく。

中学校建設の財源にミ 福井県  
ニ市場公募債発行 丸岡町

町は、平成18年4月に新設する丸岡南中学校建設の財源として、ミニ市場公募債を発行する。町民に新中学校に対する親近感と50周年を迎えた町政への参加意識を高めてもらうのがねらい。20歳以上の町民が対象で1010万円、発行額は1億円。7月をめどに発行していく予定。舟屋の地域を伝建保存 京都府地区に申請 伊根町

町は、伊根湾を囲むように舟屋などが立ち並ぶ地域を国の伝統的建造物群保存地区に選定するよう文化庁に申請した。舟屋とは、小船を格納する建物で、海にせり出すように建てられているのが特徴。民宿を営んでいる家もあり、近年は多くの観光客が訪れている。

町税滞納者に対し制限 和歌山県  
措置を科す条例を制定 上富田町

町税徴収率が年々低下している町は、徴収率を高め、町民の公平感を保つため、「町税の滞納に対する制限措置に関する条例」を制定、7月1日から施行する。悪質と認められる滞納者に対しては、町営住宅入居や補助など12項目の行政サービス制限するペナルティーを科す。

村長など特別職の給料 岡山県  
を削減 新庄村

「合併しない宣言」をした村は、単独での行財政運営の推進に向け、村長など特別職の給料

を削減し経費節減を図った。一般職も期末手当を削減するとともに本年度に限り管理職手当寒冷地手当をなくした。また、議員報酬もカットし、村挙げて緊縮財政に取り組んでいる。

農業公園内にワイン工 広島県  
場を建設 世羅町

町は、整備中の同町農業公園内にワイン工場の建設を進めている。6月完成の予定で、運営は第三セクター「セラアグリパーク」が担う。8月から地元産ブドウを使ったワインの製造を開始し、平成18年度から特産品として販売していく予定。組織スリム化にグル 熊本県「ブ制導入」 津奈木町

合併せずに単独運営の方針を決めた町は、組織のスリム化を図るため、機構改革に取り組む。現行の8課体制を4課に再編するとともに、機動力のある業務の遂行をねらいに、係制を廃止してグループ制を導入する計画で、今年度策定する行革大綱に盛り込む。

窓口サービス向上に 鹿児島県  
業務時間を拡大 菱刈町

町は、窓口サービス向上に町民課、税務課、収入役室の3部署の業務時間を午前7時半～午後6時半に拡大した。対象部署は、早出・遅出のローテーション勤務を導入して対応しており、利用状況をみて対象部署の拡大も検討していく。

## カプセル Now &amp; New

## 随 想

## ■ 人生を俳句とともに



高知県町村会長  
物部村 長  
宗 石 教 道

随  
想

「狂へるは世かはたわれか雪無限  
秩父」

と、混乱の戦後世相を詠み、第七  
回現代俳句協会賞を受けた、目追  
秩父（浜同人）との出会いが、私

の俳句への出発点でした。「たか  
が俳句」と思いつつも、「されど俳  
句、私にとって俳句は分身であ  
り、精神生活のカタルシスであ  
り、自分史であります。

水隆きおぼろの泉婚約期

杉の幹ちから満ちゆく泉鳴り  
秩父との交りは、秩父逝去まで  
の短い期間ではありましたが、俳  
句の原点は叙情にあることを学び  
ました。

おぼろ夜の血を享けしより深眠る  
手術による輸血を受け、周囲の  
方々への感謝の気持ちは今も生き  
ております。

桜桃へ雨くる吾子の深睫毛

長女が生まれ、東京下町の俳人  
たちとの交流がはじまり、彼らの  
紹介で、「生活即俳道」を提唱する  
大竹孤悠の「かびれ」に参加する  
ことになりました。

梅雨に雷屍の弟眉太き

郷里で家業に従事していた弟  
の、事故による突然の訃報を受け  
帰郷しました。悲しみにくれる両  
親の願いもあり、東京での生活を  
整理し妻子と共に郷里に帰ること  
となりました。

蛩とぶ門口冷えて父祖の家

四国山地の奥深い古里での生活  
は、さまざまな思いの交錯する毎  
日でありました。とりわけ、父の  
希望にそむき、私の我が儘から出  
郷したことが、弟を犠牲にしたの  
ではないかという思いでありまし  
た。

年木伐る父の吐く息松の匂い

杣山屋に佛顔して獵夫泊つ  
しかし、ふるさとの風景は俳句  
づくりに豊富な材料を与えてくれ  
ました。

朴の芽に白く風湧き昼ふかし  
水と石落花を容れてやわらか  
し

胡桃割るときにちからも恋の  
うち

「かびれ」では、幹部同人とな  
り、俳人協会会員にも推され、博  
文館当用日記にも採録されるよう  
になりました。

賜を聴く弥勒菩薩のまなこも  
て

小学校時代の恩師のすすめで、  
村役場に一力年勤務しました。そ  
のころ村では、南米パラグアイへ  
百世帯の集団移住計画がありまし  
た。時代は高度成長経済に入り、  
若年労働力が都会へ移動する時期  
にあり、計画は成功するとは思え  
ず、村長に進言もいたしました  
が、若い情熱で突き進む姿に、そ  
れ以上は言えませんでした。結果  
的には計画は挫折し、責任をとる  
形で、村長一家五名と移住計画に  
従事していた職員夫婦の二家族で  
パラグアイに移住しました。百舌  
の修羅を鳴く視線に堪えて初志を  
貫いた村長の姿には、男のロマン  
と美学がありました。

満月のけものが浴びる深山淵

役場を辞した翌年に村議選があ  
り、薦められるまま出馬しまし  
た。周囲の若者達との活動の中  
で、若手県議の指定席であった自  
民党高知県連の青年部長に一介の  
村議の私が指名されることとなり  
ました。虚しさや挫折は味わいま  
したが、県下の青年部員を地方議  
会へ送り込む活動に専念したこと  
により、県・市・町村議会に五十  
名近くの議員を誕生させることが  
できました。

毗になみだの跡やつめたかろ  
日暮れきていと知らずに浮  
水

母、そして父に続いて、長女の  
病死は、逆縁として辛いことでし  
た。

桑の実を踏む十字架の立つと  
ころ

哀しみの淵にはおりましたが、  
平成元年に村長に推され、はや十  
六年になりました。私たちの住  
む、中・山間地域は深刻な高齢化  
と少子化が進行しております。国  
の三位一体の改革や、市町村合併  
問題で揺れており、大変な状況下  
で明日を模索する毎日が続いてお  
ります。

軍鶏<sup>つよ</sup>勁し冬来る方へ目をひら  
き

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

「若者の人間力を高めるための国民会議」初会合 ―厚生労働省―

「若者の人間力を高めるための国民会議」の初会合が厚生労働大臣出席のもと5月26日開催された。

初会合で、尾辻厚労大臣は、現在の若者の雇用状況について、失業率が高水準で推移するとともに、フリーターや若年無業者の増加などの問題が生じており、将来の産業経済活動、社会保障制度など我が国の社会に与える影響も重大であり、早急に対応すべき重要な課題であるとした。

このため、同会議の目的として若者の働く意欲を喚起し、能力を育み高めるため、若者自身はもとより、経済界、労働界、地域社会等関係者が統一的な方針の下、戦力的に取組んでいくこととした。

活動内容は、幅広い観点から、若者の人間力強化に向けた基本指針である国民宣言を検討、策定することにも、各界の積極的な参加による国民に向けた情報発信等の国民運動を展開するとした。

議長に奥田日本経団連会長を選出し、若者の人間力向上をテーマに各界が果たすべき役割、課題等について意見交換を行った。

同会議は今後、若年者雇用問題の緊急性に鑑み、広く国民各層に発するメッセージである「国民宣言（仮称）」を策定する予定。

なお、本会からは山岡会長（岡山県矢掛町長）が委員として参画している。

全国観光地所在町村協議会現地研究会の開催―鳥取県三朝町―

全国観光地所在町村協議会（会長吉村久則・鹿児島県霧島町長）は7月5日（火）6日（水）、鳥取県三朝町において、現地研究会を開催することとなった。

この現地研究会は、観光地所在町村の振興を目的に、地元の名所旧跡等の観光施設及び特産品の活用等、個性的で魅力溢れる、創意工夫を凝らした、先進的な取り組みをしている町村において毎年、開催しているものである。

今年度の研究会は、1日目に①国土交通省より「観光行政に関する施策について（仮）」、②黒目友則氏による「鬼太郎に会えるまち（仮）について」、③吉田秀光三朝町長より「三朝町の観光振興について」、また、最後に④片山善博鳥取県知事から「観光立国とつとり（仮）」と題し、ご講演をいただくとともに、意見交換を行うこととしている。

なお、2日目には1日目の研修内容を踏まえ、三朝町を中心に鳥取県内の観光資源【三徳山三佛寺、国宝・投入堂（三朝町）、白鳳の里、「水木しげるロード」（境港市）等（予定）】を実際に訪問し、観光振興に対する取り組みや課題について視察するとともに、意見交換等を行う予定としており、全国観光地所在町村協議会では、参加する町村長及び観光担当者を募集している。

平成16年度「食料・農業・農村の動向」を公表

政府は5月17日の閣議で16年度「食料・農業・農村の動向」（農業白書）を了承し公表した。

白書は食料自給率の低下、農業生産の減少、食品の安全性など、「食」と「農」の距離の拡大が食料・農業・農村の様々な問題を生じさせていることを多角度から整理、分析。その上で問題解決に向け、本年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」のもとで、消費者、農業者、食品事業者、行政、関係団体等がそれぞれの役割を自覚し、各分野での取組みを強化することの必要性を訴えている。

特に、食の問題については、安全性の確保を通じて消費者の信頼を回復し、国民の食卓と農業生産の現場の結び付きを強めることにより食料の安定供給システムを確立する必要性が高まっているとしている。

また、農業については、構造改革の加速化と地域農業の再編に取り組むとともに、国産の強みを最大限に活かした農業生産体制へ転換していくことが必要であるとしている。

農村については、地域資源の主体的な活用により多面的な機能の発揮を担う農村地域の再生が求められるとしている。



## 車両共済のご案内

(自動車総合保険の車両保険)

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら、

・通常に新規でご加入するよりも **40%割引**

(町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。  
詳しい内容につきましては、取扱代理店の(株)千里にお問い合わせください。)

・**集団扱契約によりさらに 5%割引**

で「車両共済(保険)」にご加入できます。

車両共済(保険)は、お車が衝突接触・火災・盗難・台風・いたずらなどの偶然な事故によって損害を被った場合に共済(保険)金をお支払いします。



◎補償範囲・免責金額(自己負担額)は、各種加入タイプがあります。

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定すると保険料が割引になります。

また、新車やエコカーなどはさらに保険料が割引になります。

### 掛金(保険料)例

#### お車の条件

|          |             |
|----------|-------------|
| 車名       | トヨタ カローラ    |
| 型式       | NZE121      |
| 初度登録     | 平成16年1月     |
| 年齢条件     | 30歳以上(家族限定) |
| 共済(保険)金額 | 150万円       |



#### 掛金(保険料)

|       | 車両免責なし  | 車両免責5万円 |
|-------|---------|---------|
| 一般車両  | 46,920円 | 42,100円 |
| 車対車+A | 24,160円 | 20,530円 |

(※)上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合です。

なお、掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

**株式会社 千里**  
(取扱代理店)

●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

●FAX番号 **03-3519-7325**

●ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。